

「成年後見制度改善に向けての提言」要約版

～ 法定後見業務に携わる執務現場から～

2005年10月1日

社団法人成年後見センター・リーガルサポート

< 制度改善提言項目 >

1. 成年後見制度における国や市町村等行政の役割
 - 市民に対する制度広報と普及活動
 - 高齢者認知症等の早期発見・早期対応の体制づくり
 - 市町村における総合相談窓口と専門的支援機関の設置
 - 市町村長申立ての利用促進
 - 専門職後見人選任後の行政による支援
 - 施設等入所に際しての身元引受人の問題
2. 経済的弱者への支援体制
 - 「成年後見制度利用支援事業」の利用促進と適用範囲の拡大
 - 「(財)法律扶助協会」の扶助適用対象の拡大
 - 「成年後見人等報酬助成制度」の創設
3. 法定後見申立手続における改善
 - 申立費用の負担者
 - 申立時の添付書類
 - 家庭裁判所における専門体制
 - 鑑定手続
 - 審判書・後見登記事項証明書の記載事項
4. 資格制限の見直し
 - 成年被後見人の選挙権
5. 金融機関実務の運用における改善
 - 就任時の届出方法
 - 口座名義と届出印
 - 届出店以外での取引とキャッシュカードの発行
 - 保佐人・補助人に代理権がある場合の取扱い
 - 関係書類等の送付先
 - 本人死亡後の取扱い

6 . 専門職後見人選任における改善

専門職後見人選任前の利害関係の調査

後見人等の報酬

本人死亡後の後見人等の事務

郵便物等の転送・送付手続

7 . 第三者後見人の拡充

「公後見人制度」の推進

「市民後見人」の養成・供給

後見人の辞任における「正当事由」の解釈

8 . 医療行為の同意（両論併記）

< 制度改善提言とその理由 >

1 . 成年後見制度における国や市町村等行政の役割

市民に対する制度広報と普及活動

成年後見制度が市民に正しく理解されるために、成年後見制度の利用を権利擁護活動として捉えた、国や都道府県、市町村による積極的な制度広報と普及活動が必要である。

高齢者認知症等の早期発見・早期対応の体制づくり

市町村は、保健師による高齢者訪問等の見守り活動や、保健所による高齢者定期健診を実施し、高齢者認知症等の早期発見・早期対応のための体制を構築しなければならない。

市町村における総合相談窓口と専門的支援機関の設置

各市町村に、高齢者や障害者の問題を総合的に受付ける専門的な相談窓口と、問題解決のための専門的支援機関の設置を図らなければならない。

市町村長申立ての利用促進

制度の利用を必要とするすべての人のために、市町村長申立てが正しく機能するよう、行政としてのシステムづくりが必要である。

イ . 全ての市町村において、成年後見制度の利用を含めた権利擁護専門の部署を設置し、申立要綱の作成と予算措置を講じるよう、国の強い指導が必要である。

ロ . 高齢者（等）虐待防止法案の中に、成年後見制度の活用を具体的に規

定し、虐待事例等に対応して「市町村長申立て」の是非を検討する第三者機関の設置が必要である。

専門職後見人選任後の行政による支援

イ．成年後見人等選任後においても、行政は関与を止めることなく、行政サービスの提供等、成年後見人を支援する体制を整えるべきである。

施設等入所に際しての身元引受人の問題

特別養護老人ホーム等の施設入所に際し、高齢者等が身元引受人を立てることができない場合であっても入所することができるように、また、専門職後見人が選任されている場合に、専門職後見人に身元引受を求めるような施設側の対応を即刻改められるように、国や地方公共団体の行政指導が徹底されるべきである。

2．経済的弱者への支援体制

「成年後見制度利用支援事業」の利用促進と適用範囲の拡大

国は、成年後見制度利用支援事業が機能するために、各自治体に対し、予算措置等の基盤整備を整えるよう積極的に指導し、また、その適用範囲を資力の乏しい親族の申立てにも拡げるべきである。

「（財）法律扶助協会」の扶助適用対象の拡大

財団法人法律扶助協会は、その公益性に鑑みて、成年後見申立てにおける鑑定費用の扶助を、弁護士代理案件に限定することなく、すべての成年後見申立扶助案件に適用すべきである。

「成年後見人等報酬助成制度」の創設

親族による後見が期待できない事案にあっては、介護保険や支援費の支給対象として「専門職後見人による成年後見制度」の利用を認め、本人が生活保護対象者である場合は、「成年後見人に対する報酬扶助」を生活保護費においてなすべきである。

また、本人の資力が乏しくとも専門職後見人の利用ができるよう、「成年後見制度基金」を創設する等、国の責任による専門職後見人に対する報酬助成制度を構築すべきである。

3．法定後見申立手続における改善

申立費用の負担者

法定後見申立費用の負担者は、原則本人とする法整備をおこなうべきである。

・申立時の添付書類

イ．本人についての登記事項証明書

本人の登記事項証明書は、従来どおり申立人が添付すべきであるが、証明書の取扱法務局を全国全ての法務局等に拡げるべきである。

ロ．本人についての戸籍の附票

本人について、本籍の記載のある住民票が添付されていれば、戸籍の附票は不要とする取扱いにすべきである。

ハ．診断書

本人の診断書に代えて、療育手帳や精神障害者手帳の写し、専門家による生活実態調査書等、本人の判断能力を客観的に認定できる資料をもって代えることができる取扱いにすべきである。

ニ．専門職候補者の添付書類

司法書士や弁護士等の専門職が候補者の場合は、添付書類は本籍記載の住民票のみとすべきである。

家庭裁判所における専門体制

全国すべての家庭裁判所において、成年後見専門の部署を設置し、専門の調査官や書記官の増員をはかり、迅速な処理ができるような裁判所の体制を整えるべきである。また、制度利用のための相談窓口を設置し、親族後見人のための研修制度を整備すべきである。

鑑定手続

鑑定手続きにおいては、専門家による生活実態調査書や、調査官調査等の資料も参考にし、本人の生活実態を考慮した鑑定が行われるよう求める。また、成年後見制度における能力の鑑定基準の作成と、鑑定人名簿の充実が必要である。

審判書・後見登記事項証明書の記載事項

専門職が後見人等となる場合、審判書の記載や後見登記の登録事項は、後見人の希望により、自宅住所ではなく登録された事務所の住所でも良いものと

し、資格の表示や通称名の表示・登録を認めるものとする。

4．資格制限の見直し

成年被後見人の選挙権

成年被後見人や被保佐人に対する資格制限について、ノーマライゼーションの観点から今一度再検討されるべきである。

特に、成年被後見人から一律に選挙権を剥奪するという公職選挙法第11条の規定は見直されるべきである。

5．金融機関実務の運用における改善

就任時の届出方法

イ．成年後見人が就任した場合の届出においては、成年後見人が届出人となり、本人の自署及び押印を求めないものとする。

ロ．届出の添付書類は、登記事項証明書のみとすべきであり、印鑑証明書の提出は求めないものとするべきである。

口座名義

従来の本人名義口座についての名義変更の必要性や新規の開設口座において「A後見人B」名義と「本人A」名義のどちらを選択するかについての判断は後見人等においてするものとし、後見人等から請求があった場合には、金融機関はこれに応じるべきである。

届出店以外での取引とキャッシュカードの発行

イ．従来の本人名義の口座の届出や、新規口座の開設における届出は一回のみで足りるものとし、同一金融機関の他の支店での取引も認めるべきである。

ロ．後見人等の申し出があれば、キャッシュカードの発行を認めるべきである。

保佐人・補助人に代理権がある場合の取扱い

金融機関との取引につき代理権を付与された保佐人や補助人（以下「保佐人など」と言う。）が、「本人が取引できる口座の指定」を届出た場合は、金融機関はこれに応じ、キャッシュカードの発行も認めるべきである。

関係書類等の送付先

成年後見人や金融機関との取引等の代理権を付与された保佐人や補助人が選任された場合には、後見人等の届出により、関係書類は、本人ではなく後見人等に送付すべきである。

本人死亡後の取扱い

本人死亡後に必要な費用については、当面家庭裁判所の許可を条件に出金を可能とする等の措置を講じるべきである。

6. 専門職後見人選任における改善点

専門職後見人の選任前の利害関係の調査

専門職が後見人に選任される場合は、審判前に利害関係人の調査のための閲覧を認めるべきである。

成年後見人等の報酬

イ．裁判所は、後見事務等の内容を的確に把握するための制度・方法を確立し、個別事案において報酬決定過程を透明にし、報酬算定基準を可能な限り明確化した上で公表すべきである。

ロ．裁判所は、報酬額の算定において、後見業務に必要な見守りや事実行為、身上監護に対する正当な評価を反映すべきである。

ハ．就任後の財産調整等が終った段階で、第1回目の報酬付与の申立てを認めるべきである。

ニ．本人死亡後の事務についても、報酬付与を認めるべきである。

ホ．後見人等に報酬請求権を与える法改正を行い、報酬付与決定の審判につき、後見人等に即時抗告権を与えるべきである。

本人死亡後の後見人の事務

イ．相続人が存在しない場合や非協力的な場合の、本人死亡後の事務について

期間を限定し、必要な保存行為ができるよう、また、保存行為を超える事務については家庭裁判所の許可を条件として、後見人に一定の権限を与えるよう法改正をすべきであり、それらの後見人が行った本人死亡後の事務については、報酬付与の対象とすべきである。

ロ．本人に身寄りがない場合（いても関与を拒否している場合）には、原則として、遺体の引取り、埋火葬は、行政の責任として行うべきである。その上で、本人に遺産がある場合には、後見人に、本人死亡後の後見事務と

して、行政機関の求償による費用の償還に応ずることのできる権限を与えるべきである。

ハ．後見人も死亡届出権者とするよう戸籍法第 87 条を改正すべきである。

二．本人死亡後、相続人等への財産承継が困難な場合等、専門職後見人の財産管理が長期に及ぶ場合には、民法 918 条による相続財産管理人の選任を求めることができる等の、法の改正をすべきである。

郵便物等の転送・送付手続

イ．成年後見人による日本郵政公社への届出により、本人宛の郵便物を、成年後見人の住所または事務所宛に転送できる制度を整備すべきである。

ロ．市町村・社会保険庁等の事務取扱い

健康保険証や年金証書、各種現況届等につき、後見人等の届出がある場合には、後見人等へ直接郵送する制度を整備すべきである。

7．第三者後見人の拡充

「公後見人制度」の推進

国は、「公後見人制度」を創設するとともに、国・地方公共団体や社会福祉協議会による法人後見を充実させるべきである。

「市民後見人」の養成・供給

適切な成年後見人の養成・供給は単なる個人や家族だけの問題ではなく、国の社会福祉制度の一環に係る優れて重要な社会問題である。国、地方公共団体はその責任において良質な「市民後見人」の養成・供給を行うべきである。

後見人の辞任における「正当事由」の解釈

「正当な事由があるとき」は家庭裁判所の許可を得て後見人の辞任を認める民法 844 条の「正当な事由」を柔軟に解釈し、専門職後見人から親族や市民後見人等への職務の引継ぎも認めるべきである。

8．医療行為の同意（両論併記）

成年後見人に対し医療行為の同意権を与えることについては、医療関係者を含めた関係機関による十分な議論が尽くされているとは言い難く、なお慎

重に検討すべきである。